基礎原案での記載箇所		章項	目 5	. 3 . 2	ページ		p.44	行	33行目
事業名	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業 (再掲)			河川	名	淀川			
府 県	大阪府	市町村	大阪市	र्न			地先	此	花区伝法外

現状の課題

大阪湾に注ぐ淀川の下流部の堤防は、昭和36年の第2室戸台風の高潮で大きな被害を受けたのを契機に実施された高潮対策などによって、積み重ねられた構造となっており、その高さは、伊勢湾台風規模の台風が満潮時に最悪コースで接近した場合の想定高潮高さで整備されてきた。

しかし未だ、一部の橋梁横断部では所定の 堤防高さを有しておらず、中には高潮時には 陸閘によって浸水を防ぐことを余儀なくされ た橋もあり、陸閘操作時には、鉄道及び幹線 道路が遮断されることから、社会経済上大き な影響を与えている。

河川整備の方針

高潮対策のため陸閘が設置されている橋梁の 嵩上げは、早期の実施が望ましく、現在阪神電 鉄西大阪線淀川橋梁の改築について設計や、 関係機関と協議調整を行っているところである が、橋梁取り付け部の整備と周辺の土地利用と の調整に多大な時間とコストが必要であり、河 川整備との優先度を十分に判断し、実施する。



具体的な整備内容

桁下高が低いために、洪水時に流下阻害となるとともに、高潮時に陸閘操作を余儀なくされる阪神電鉄西大阪線橋梁について、河川整備の進捗状況を踏まえて、改築時期を検討する。その後、他の同様の橋梁(淀川大橋、伝法大橋)の改築を検討する。

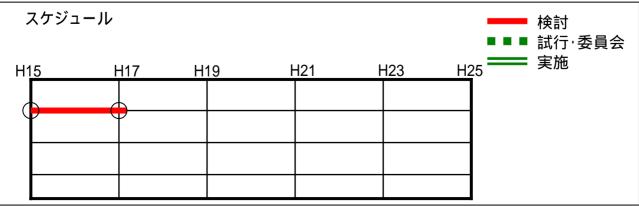
・事業の数量・諸元等

橋梁改築 L = 860 m (11径間)

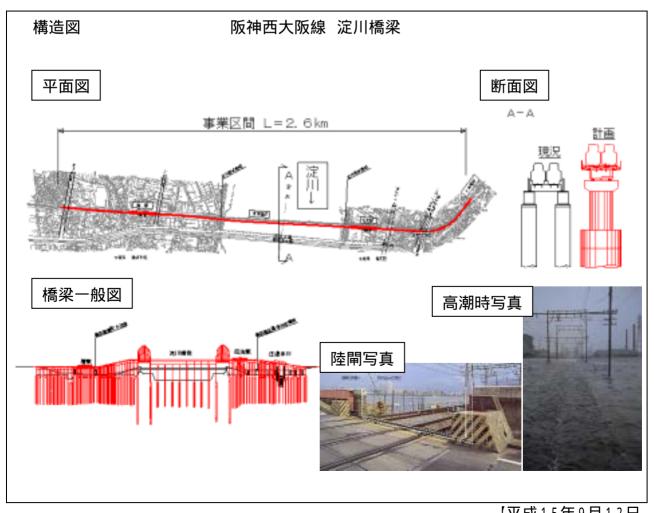
陸上取付部改築

右岸部 L = 910 m

左岸部 L = 790 m







【平成15年9月12日

整備効果

高潮時には陸閘(鉄扉)を閉鎖するので、電車の運行が出来ません。

- ・大阪湾周辺では、昭和9年の室戸台風、昭和25年の ジェーン台風、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の 第二室戸台風など、甚大な高潮被害を受けています。
- ・高潮対策として、堤防の嵩上げや橋など打上(こうじょう)対策が行われてきました。
- ・阪神西大阪線橋梁は橋面高がOP+6.5mと計画堤防高を1.6mも切り込んでおり、高潮時には浸水を防ぐため陸閘(鉄扉)を閉鎖しています。
- ・電車の運行に支障をもたらすため、社会生活にも悪影響を及ぼします。



それぞれ陸閘を有している阪神西大阪線淀川橋梁、淀川大橋(国道2号線)、伝法大橋(国道43号線)を改築することにより、高潮時にも鉄道及び幹線道路が遮断されず、また、陸閘の操作・維持管理や水防活動も軽減されるなど地域への治水上安全度の向上はもとより社会経済活動に与える影響は多大である。

提案理由

阪神西大阪線淀川橋梁改築の必要性

1. 橋梁が堤防を切り込んでいるため、高潮による浸水防御を陸閘(鉄扉)に頼っている。

事業の特性

橋梁改築にあたっては陸上の取り付け部も含めて施工する必要があり、施工延長も長く 多大な費用が必要である。

また、これら陸上部には高規格堤防の整備やその他関連事業もあり、これら事業や沿線住民とも十分協議・調整する必要があり時間を要する。

よって、河川整備との優先度を十分に判断し、実施するものとする。

具体的な整備の内容

- ・阪神西大阪線淀川橋梁の改築時期を検討する。
- ・他の同様の橋梁(淀川大橋、伝法大橋)の改築を検討する。